

11月9日は 『119番の日です』



消防署だより

横浜消防署 ☎78-2119

119番の日は、消防に対する正しい理解と認識を深め、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的として、昭和62年に設定されました。

普段の生活の中では使用したくない番号ではありますが、いざという時に備えるためにも、普段から落ち着いて正確な通報ができるよう心がけましょう。

携帯電話からの119番通報が増えています。携帯電話からの通報では、通報地点を管轄しない消防本部につながる場合があります。携帯電話を利用して119番通報をするときは、次の点に注意して下さい。

- 1、局番なしの119番に電話をかけます。
- 2、消防本部の係員が応答したら、通報の種類（火事・救急・救助など）を伝え、係員がお聴きする内容について分る範囲で答えて下さい。
- 3、通報場所の住所（市町村名から伝える）と携帯電話の電話番号を正確に伝えて下さい。
（通りがかりなどの理由で住所などが分らない場合は目標物を詳しく伝えて下さい）
- 4、通報地点を管轄しない消防本部に通報がつながった場合、通報地点を管轄する消防本部（通報地点を管轄する消防署）へ、119番の転送（つなぎ替え）が行われます。
「横浜消防署管内では、野辺地町の北部上北広域事務組合消防本部へつながり横浜消防署へ転送（つなぎ替え）が行われます」
- 5、119番を転送するとき、時間がかかる場合がありますので、通話を切らずにお待ち下さい、管轄消防本部（管轄消防署）の係員が応答します。
- 6、通報後はしばらくの間は電源を切らずに、現場の近くの安全な場所にいて下さい。



**幼年消防クラブが
防火パレードを実施**

ちどり保育園幼年消防クラブは秋の火災予防運動期間中の10月19日（水）に親子火の用心防火パレードを行いました。

パレードは、保育園から大町地区の約1km行われ、子供達は、火の用心の歌に合わせ「火遊びやめようエイエイオー」と元気な声で地域住民に「火の用心」を呼びかけました。

これから火を使う機会が増えます、火の元には充分注意しましょう。



**横浜中学生が
職場体験**

10月18日から20日までの3日間、横浜中学生による職場体験学習が実施されました。

これは、横浜中学校が総合教育の一環として毎年実施しており、横浜消防署でも消防業務を実際に体験し、社会の大変さや命の尊さなどを実感してもらうために、生徒を受け入れていきます。

今回は、中学生3名が消防署を訪れ、職員と一緒に様々な訓練や業務に取り組みました。「日常の学校生活では経験できない、多くのことが経験できました」と笑顔で話していました。

こせきのまど

◎お誕生おめでとう

長郷 結菜(女・9/4) 武 (館 町)
 新山 琉斗(男・9/12) 雄一郎(松 木)
 濱辺 希幸(男・9/21) 寛 人(三保野)

◎おくやみ申し上げます

森 川 智 子 (68歳) 三保野
 杉 山 徳太郎 (95歳) 新 町
 佐々木 美保子 (80歳) 三保野

『こせきのまど』の掲載について

婚姻、出生に関しては、特にお申し出がない限り広報への掲載はいたしません。
 おくやみ欄について掲載して欲しくない方は、税務町民課窓口へ届出の際にお申し出ください。

11月は、

固定資産税 第4期
国民健康保険税 第5期
後期高齢者医療保険料 第5期
介護保険料 第5期
 の納期です。

納付場所は役場の他、みちのく銀行
 横浜支店、青い森信用金庫横浜支店、
 郵便局でも納付する事ができますので、忘れずに納めましょう。

税 務 町 民 課
 健 康 福 祉 課

廃屋の道と塞ぎし枯れすすき
 峠道リユックに触れる花すすき
 岩陰の隙間一本すすきの穂
 薄活け夜と待つ向の曇り来る
 風の向き強さを計る薄かな
 すすきの穂陽に輝いて風にゆれ
 陽に映えるすすき野越えてバスが行く

せせらぎ句会

仁 礼 亀 水 千 た 宝
 恵 見 々 藻 武 女 菁

◎会員を募集しています。ご希望の方は
 ☎(78)2056へお電話ください。



駐在所 だより

横浜駐在所
☎78-2110

みんなで暴力団を追放しよう

■「暴力団追放三ない運動」を推進しましょう

- 暴力団を「利用しない」
(全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です)
- 暴力団を「恐れない」
(恐れる事は暴力団を助長させます)
- 暴力団に「金を出さない」
(暴力団を支援・容認することになります)

■横浜町暴力団排除条例 平成23年9月15日施行(抜粋)

町の責務(第4条)

県との連携を図りながら、暴力団排除対策を実施する。

町民の責務(第5条)

- 暴力団排除に積極的な役割を果たすように努める。
- 暴力団の情報を町に提供するように努める。
- 暴力団排除に関する対策に協力するよう努める。

事業者の責務(第6条)

- 事業活動を行うにあたり、不当な要求には応じない。
- 暴力団排除に必要な措置をとる。
- 事業活動に影響を与える暴力団の情報を、町に提供する。
- 町が暴力団解除活動の対策をとった時には、協力するように努めなければならない。

相談の処理(第8条)

町は、町民・事業者から暴力団排除の相談を受けた時には、必要な措置を取る。

犯罪被害者支援活動に参加しよう

～あおもり被害者支援センターへの活動協力～

1. 賛助会員募集

公益社団法人あおもり被害者支援センターは、県民の皆さんからの賛助会費・寄付金で運営されています。ご協力いただける方は、支援センターもしくは警察までご連絡下さい。お振り込みに関してご説明致します。

<公益社団法人あおもり被害者支援センター>

電 話 017-718-2089 (平日午前10時から午後4時)
 相談専用 017-721-0783 (ゼロナヤミ)

2. ジュース1本からできる被害者支援

県内各地に49台設置されている「犯罪被害者支援自販機」で飲料を購入すると、売り上げの一部が被害者支援センターへ寄附されることとなっています。皆さんのご協力をお願いします。

平成23年9月末の人身事故・物損事故発生状況

区分	平成23年						平成22年			前年比		
	9月中			累 計			累 計			発生	死者	傷者
町村別	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者
人身事故	0	0	0	5	0	10	17	2	19	-12	-2	-9
物損事故	7			78			81			-3		

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」